

奈良県告示第二百五十五号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
大和高田市幸町三一八 オークタウン 大和高田一階	東京都千代田区内神田二丁目一五番九号	株式会社日本エスコン	平成二十七年十二月三十一日